

平成30年度 上里町保育所等利用者負担額表

定義	階層区分	徴収基準額（月額）					
		3歳未満		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯	1(A)	0	0	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	2(B)	2,200	2,100	1,500	1,400	1,500	1,400
均等割のみ課税世帯	3(C)	8,600	8,400	6,100	5,900	6,100	5,900
市町村民税所得割が 15,000円未満の世帯	4(D1)	10,000	9,800	7,400	7,200	7,400	7,200
15,000円以上 32,000円未満の世帯	5(D2)	13,500	13,200	10,000	9,800	10,000	9,800
32,000円以上 48,600円未満の世帯	6(D3)	16,000	15,700	11,000	10,800	11,000	10,800
48,600円以上 60,000円未満の世帯	7(D4)	17,900	17,500	12,800	12,500	12,800	12,500
60,000円以上 72,000円未満の世帯	8(D5)	20,700	20,300	16,000	15,700	16,000	15,700
72,000円以上 84,000円未満の世帯	9(D6)	23,200	22,800	17,700	17,300	17,400	17,100
84,000円以上 97,000円未満の世帯	10(D7)	25,200	24,700	21,400	21,000	19,600	19,200
97,000円以上 115,000円未満の世帯	11(D8)	28,700	28,200	23,100	22,700	20,300	19,900
115,000円以上 133,000円未満の世帯	12(D9)	31,200	30,600	24,800	24,300	21,500	21,100
133,000円以上 151,000円未満の世帯	13(D10)	34,200	33,600	25,500	25,000	22,700	22,300
151,000円以上 169,000円未満の世帯	14(D11)	36,200	35,500	26,500	26,000	23,400	23,000
169,000円以上 213,000円未満の世帯	15(D12)	39,200	38,500	27,200	26,700	23,900	23,400
213,000円以上 257,000円未満の世帯	16(D13)	42,200	41,400	28,900	28,400	24,800	24,300
257,000円以上 301,000円未満の世帯	17(D14)	46,600	45,800	29,400	28,900	25,200	24,700
301,000円以上 333,000円未満の世帯	18(D15)	48,000	47,100	30,000	29,400	26,200	25,700
333,000円以上 365,000円未満の世帯	19(D16)	49,400	48,500	30,500	29,900	26,700	26,200
365,000円以上 397,000円未満の世帯	20(D17)	51,800	50,900	31,200	30,600	27,000	26,500
397,000円以上の世帯	21(D18)	54,200	53,200	32,400	31,800	27,400	26,900

☆4月～8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税で、9月～3月分の利用者負担額は当年度の市町村民税で算定されます。

※利用者負担額の軽減については裏面をご覧ください。

☆利用者負担額の各軽減策等について

I. 第1子の場合

- 一般世帯 …表面の利用者負担額となります。
- ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などの要保護世帯(生活保護世帯を除く。)等でB階層の場合…**無料**となります。
- ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などの要保護世帯(生活保護世帯を除く。)等で
算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満の場合



- ・C階層からD3階層の場合…表面の利用者負担額から1,000円を控除した額の**半額**となります。
- ・D4階層からD6階層で、3歳未満児の算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満の場合…利用者負担額の半額または9,000円(短時間の場合は8,800円)のいずれか低い額となります。
- ・D4階層からD6階層で、3歳以上児の算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満の場合…6,000円(短時間の場合は5,800円)となります。

II. 第2子の場合

- 一般世帯でB階層の場合…**無料**となります。
- 一般世帯で算定対象者の市町村民税所得割額の合算が57,700円未満の場合(B階層を除く)…兄弟の年齢に関わらず表面の利用者負担額の**半額**となります。
- 一般世帯で兄弟が幼稚園、認定こども園、保育所等を同時利用している場合(B階層を除く) …表面の利用者負担額の**半額**となります。
- ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などの要保護世帯(生活保護世帯を除く。)等で算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満の場合…**無料**となります。

III. 第3子以降の場合

- 兄弟が幼稚園、認定こども園、保育所等を3人以上同時利用している場合…**無料**となります。
- 兄弟が幼稚園、認定こども園、保育所等を3人以上同時利用していない場合
…兄弟の年齢に関わらず**無料**となりますが、別途申請が必要です。

